

伊丹市子ども・子育て支援法施行条例の制定について

伊丹市子ども・子育て支援法施行条例を別記のとおり制定する。

平成26年9月4日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴うため。

伊丹市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年伊丹市条例第 号）

（趣旨）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行については、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）その他別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（保育の必要性の認定基準）

第2条 子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号に規定する市町村が定める時間は、64時間とする。

（過料）

第3条 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の過料に処する。

2 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。

3 法第23条第2項若しくは第4項又は法第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

（伊丹市保育所条例の一部改正）

2 伊丹市保育所条例（昭和62年伊丹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および保育所への入所」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除